

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 医療保険の高額療養費（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 115 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 83 条第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 84 条第 1 項に規定する高額療養費をいう。以下同じ。）、高額介護合算療養費（健康保険法第 115 条の 2 第 1 項、船員保険法第 84 条第 1 項、国民健康保険法第 57 条の 3 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 85 条第 1 項に規定する高額介護合算療養費をいう。以下同じ。）介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）、に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。
- 医療保険各法等施行令に定める高額療養費及び高額介護合算療養費（70 歳以上）の所得区分については、前年の公的年金等収入金額が 80.67 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 26 条に規定する老齢基礎年金（満額）（20～60 歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。以下同じ。）が当該額を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。
- 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限月額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が 80.9 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の老齢基礎年金（満額）が当該額を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 高額療養費の支給における所得区分の基準の一部について、80.67 万円から 82.65 万円に見直すこととする。
- 高額介護（予防）サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80.9 万円から 82.65 万円に見直すこととする。

3. 根拠条項

- 健康保険法第 115 条第 2 項（同法第 115 条の 2 第 2 項及び第 149 条において準用する場合を含む。）

- 船員保険法第 83 条第 2 項（同法第 84 条第 2 項において準用する場合を含む。）
- 国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項（同法第 57 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）
- 高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条第 2 項（同法第 85 条第 2 項において準用する場合を含む。）
- 介護保険法第 51 条第 2 項及び第 61 条第 2 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 6 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 8 月 1 日（ただし、附則の準備規定は公布の日）